יב עיוו ווי	-ナ <b>-</b>		
申告内容	所得税及び復興特別所得税の確定申告 (土地建物・株式の譲渡、贈与以外) 町県民税の申告	町県民税の申告	申告全般
会 場	扶桑町中央公民館 2階 講堂	扶桑町役場 2階 第2会議室	小牧市公民館
日 程	2月16日(金)~2月28日(水) (土・日を除く)	3月1日(木)~3月15日(木) (土・日を除く) 左記の期間・会場でも町県民税 の申告ができます。	2月16日(金)~3月15日(木) (土・日を除く) なお、2月18日(日)・2月25日(日) は開設します。
開設時間	午前の部 午前9時~正午 (税理士コーナー 午前9時30分~正午) 午後の部 午後1時~4時 (税理士コーナー 午後1時~3時30分) 混雑の状況により、案内を早めに終了する 場合があります。	午前の部 午前9時~正午 午後の部 午後1時~4時	午前9時~午後5時 (受付終了時間:午後4時) 会場の混雑状況により、受付を早めに終う する場合があります。
対 象	● 事業・不動産・配当所得等があった方事業・不動産・配当所得等があった名年分の所得金額(専従者控除前または青費税別控除前)が300万円以下の方(消費税の課税売上高が3,000万円以下の方)。 給与所得があった方で、以下に該の課税売上高が3,000万円以下の方)。 給与所得があった方で、以下に該る方 ① 年間給与収入額が2,000万円を超えるて、給与所得、及職所得の方と要けらの表別の所得。以下の方との表別の所得。以下の方との方との方の方に表別を受けられる方の方に表別を受けられる方の方の合理を受けられる方ののの方に表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	成30年1月1日現在、年本 1月1日現在、年本 1月1日現在、年本 1日現29年の 1日はいか 1日はいか 1日にがい 1日にがい 1日にがい 1日にがい 1日にがい 1日にがい 1日にがい 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に	※公的年金等を受給されている方で公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下、かつ当該年金以外の所得額が20万円以下の方は所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です。 平成27年分から外国におの対けを受けれる年金を等の支給をできるが表によりである年金等の適用はてもの場合であるがで得より公の申告書を提出することが所得はいるの申告書を提出することが所得はいるの申告書を提出することが所得を受けるがで得るがの申告書を提出するよりの所得を受ける方のであるが後週時間であっても町県民税の申告が必要です。 ◆土地・建物・株式の譲渡のあった方と記の所得があるけばけばれています。
申告期限 (納期限)	所得税及び復興特別所得税及び贈与税の申告期限は、3 月 15 日(木)です。 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期限は、4 月 2 日(月)です。		
持ち物等	<ul> <li>マイナンバーカード又はマイナンバーを確認できる書類(通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載のあるもの)のいずれか1つ)及び身元確認書類</li> <li>印鑑</li></ul>		
	所得税及び復興特別所得税の確定申録 民館申告会場もしくは小牧市公民館の申	~~~~~	<b>窓口では行いません</b> ので、扶桑町中央2

# 所得税の確定申告・町県民税の申告が始まります

# ◆確定申告書は早めに提出を

税務課 内線 266・267

所得税及び復興特別所得税は、自らの所得の状況を最もよく知っている納税者自身が、所得と税額を計算して 申告し、納税するという「申告納税制度」をとっています。

確定申告期間は大変混雑が予想されますので、申告書は「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をよく読んで作成し、e-Tax又は郵送等により提出していただきますようご理解とご協力をお願いします。

## ●自宅のパソコンで確定申告書が作成できます

- ●インターネットからの申告 (e-Tax (国税電子申告・納税システム))
- e T a x ホームページ http://www.e-tax.nta.go.jp からご利用いただけます。
- ・インターネットを利用して所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告ができます。
- ・ダイレクト納付やインターネットバンキング等を利用して納税ができます。
- ・各種申請・届出等ができます。
- ・利用に際しては、電子証明書の取得とICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

#### ●書面での提出

国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp の「確定申告書等作成コーナー」からご利用いただけます。

・必要事項を入力してプリンタで印刷した申告書と添付書類を貼った添付書類台紙を提出してください。 提出方法は、小牧税務署へ郵送、または小牧申告会場(小牧市公民館)へ左表の受付の日程及び時間内に提 出してください。小牧税務署 (〒 485-8651 小牧市中央 1 丁目 424 番地)

## ◆振替納税制度のご利用を

所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税は、指定された金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる振替納税が安心で便利です。

振替納税の申し込みは、国税の納期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入の上、税務署又は金融機関に提出してください。

## ◆復興特別所得税の記入漏れにご注意ください

平成 25 年分から復興特別所得税 (原則として各年分の所得税額の 2.1%) を所得税と併せて申告・納税することとされています。

確定申告書を作成するに当たっては「復興特別所得税額」欄の記入漏れのないようご注意ください。

#### **◆ふるさと納税に係る寄附金控除の申告漏れにご注意ください**

ふるさと納税をされた方のうち、ワンストップ特例の適用を申請している場合で、確定申告をする方や、ふるさと納税先が6団体以上ある方は、ワンストップ特例の申請の有無にかかわらず、全てのふるさと納税に係る寄附金を含めて確定申告をする必要があります。

### ◆申告書にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告書、町県民税申告書の提出については、マイナンバー (個人番号) の記載が必要であるとともに、本 人確認 (番号及び身元確認) 書類の提示又は写しの添付が必要です。

≪本人確認を行うときに使用する書類の例≫

例1 マイナンバーカード (個人番号カード) のみ【番号確認及び身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

#### 小牧申告会場(小牧市公民館)案内図



- ▼問い合わせ 確定申告……小牧税務署 ☎ 0568(72)2111 (音声案内に従い該当する番号を選択)
  - 町県民税申告…役場税務課 ☎ (93)1111 (内線 266・267)

政

制

情

夢

篡

~~

お願い

譲渡所得(土地・建物、株式等の分離課税)・贈与税の申告は、扶桑町の会場ではできません。小牧市公民館で